

筆頭著者としての扱いを受けている者が複数いる場合
の共著論文における学位申請の取扱いに関する申合せ

平成9年9月25日
大学院委員会

筆頭著者としての扱いを受けている者が複数いる場合は、公表された専門学術誌にそのことが明記されている場合に限り、この中の1人であれば、当該共著論文を博士の学位申請のための主論文とすることができる。

附 則

この申合せは、平成9年10月1日から施行する。